「既存建築物の法適合調査ガイド -円滑な改修のためのA to Z-」 正誤表(第1版第1刷)

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正しお詫び申し上げます。 最新の正誤表については、(一財)日本建築センターホームページ(https://www.bcj.or.jp/)でご確認下さい。

2024/11/01

	核当箇所 行等	誤	正				
13	表2.1	1項:構造耐力関係	1項:構造耐力関係				
		2項:その他	──2項:その他				
		3項:石綿関係	──3項:石綿関係				
		4項:階段等に関する技術的基準 (※1) 敷地内通路に関する技術的基準 (※1)	4項:階段等に関する技術的基準 (※1) 敷地内通路に関する技術的基準 (※1)				
		5項:防火壁等に関する技術的基準 (※1)	──5項:防火壁等に関する技術的基準 (※1)				
		6項:接道義務規定(※1)	6項:接道義務規定 (※1)				
		7項:道路内建築制限規定 (※1)	──7項:道路内建築制限規定(※1)				
		8項:用途地域等関係	8項:用途地域等関係				
		9項:防火地域及び準防火地域内の建築物	9項:防火地域及び準防火地域内の建築物				
21	表2.4 制限の緩和 の対象となる	令5章2節 (廊下、避難階段及び出入口)	令5章2節 <u>(令119条を除く。)</u> (廊下、避難階段及び出入口) 令5章6節 <u>(令128条の3を除く。)</u> (敷地内の避難上及び消火上				
	規定の欄	令5章6節 (敷地内の避難上及び消火上					
		必要な通路等)	必要な通路等)				
	表2.4	法43条1項(敷地等と道路との関係)(※1)	法43条1項(敷地等と道路との関係)(※1) 令137条の12、6項				
		法44条1項 (類地寺と道路との 関係) (※1)					

22	表2.4 制限の緩和	法60条の3第1項 (特定用途誘導地区内の容積率 <u></u> 建築面積の最低限度)	法60条の3第1項 (特定用途誘導地区内の容積率 <u>及び</u> 建築面積の最低限度)						
	の対象となる 規定の欄	法60条の3第2項 (特定用途誘導地区内の <u>容積率及び建築面積</u> の最低限度)	法60条の3第2項 (特定用途誘導地区内の <u>高さ</u> の最高限度)						
23	上から8行目	・・・・(令第137条の14第 <u>二</u> 号)	・・・・ (令第137条の14第 <u>三</u> 号)						
	上から12行	・・・・(令第137条の14第 <u>三</u> 号)	・・・・(令第137条の14第 <u>四</u> 号)						
33	表2.11 準用される規 定の欄	令5章2節 (廊下、避難階段及び出入口)	令5章2節 <u>(令119条を除く。)</u> (廊下、避難階段及び出入口)						
131	上から17行	86条の3、87条の準用(T13)	86条の3、87条の準用(T13 <u>追加</u>)						
188	図4.5	これから 現在の法的状況に 応じた法の <u>適格と対応</u>	これから 現在の法的状況に 応じた法の <u>適用</u>						
211 ~ 220	判定の欄	判定	判定						
222	3.集団規 定(第3章 法第41条の 2~法68条 の9)の表	法57条の5 今135条の14 高層住居誘導地区 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	法57条の5 高層住居誘導地区 □ □ □ □ □						

222	3. 集団規													
	定(第3章 法第41条の 2~法68条 の9)の表	法60条の2	都市再生特別地区							法60条の2 都市再生特別地区 □ □ □ □ □ □ □ □ □				
		法60条の3	特定用途誘導地区							法60条の2 居住環境向上用途 □ □ □ □ <u>の2</u> 誘導地区				
								法60条の3 特定用途誘導地区 □ □ □ □						
223								223頁の後に「3. 雑則(第6章 法84条~法97条の6)」の表を追加 (※「3. 雑則(第6章 法84条~法97条の6)」の表は別紙)						
224 ~ 225	(タイトル)	3. その他関係法令への適合状況								4. その他関係法令への適合状況				
240	表5.1 増築又は改 築の際、制	令5章2節 (廊下、避難階段及び出入口)								令5章2節 <u>(令119条を除く。)</u> (廊下、避難階段及び出入口)				
	限の緩和の 対象となる 規定の欄	令5章6節 (敷地内の避難上及び消火 上必要な通路等)							令5章6節 <u>(令128条の3を除く。)</u> (敷地内の避難上及び消火上必要な通路等)					

以上

3.雑則(第6章 法84条~法97条の6)

法	令	項目		適用	特記事項
			有	無	
法84条		被災市街地における建 築制限			
法84条の2	令136条の9 ~令136条の11	簡易な構造の建築物に 対する制限の緩和			
法85条	令147条	仮設建築物に対する制 限の緩和			
法85条の2		景観重要構造物である 建築物に対する制限の 緩和			
法85条の3		伝統的建造物群保存地 区内の制限の緩和			
法86条	令136条の12	一の敷地とみなすこと等 による制限の緩和			
法86条の2	令136条の12	公告認定対象区域内に おける一敷地内認定建 築物以外の建築物の位 置及び構造の認定等			
法86条の3		一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区等における制限の特例			
法86条の4		一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例			
法86条の5		一の敷地内とみなすこと 等の認定又は許可の取 消し			
法86条の6		総合的設計による一団 地の住宅施設について の制限の特例			
法86条の7	令137条 ~令137条の16	既存の建築物に対する 制限の緩和			
法86条の8		既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和			
法86条の9	令137条の17	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用			
法87条	令137条の18 ~令137条の19	用途の変更に対するこ の法律の準用			
法87条の2		既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和			
法87条の3		建築物の用途を変更して一時的に他の用途の 建築物として使用する場合の制限の緩和			
法87条の4	令146条	建築設備への準用			
法88条	令138条 ~令144条の2の 4	工作物への準用			
法89条〜法97 条の6	省略	省略			